

# 岐阜県公報

## 目 次

### 告 示

保安林に指定する予定である旨の通知  
道路の供用開始

(治 山 課) 三九三  
(道路維持課) 三九四

開発行為の工事の完了

(建築指導課) 三九四

## 告 示

岐阜県告示第二百九十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和二年七月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

第 百 二 十 一 号  
令和二年七月十七日

(金曜日)

- 一 保安林予定森林の所在場所  
関市板取字タキナミ五二六八
- 二 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

### (一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字タキナミ五二六八(次の図に示す部分に限る。)
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

### (二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県公報

毎週

(火曜日)  
(金曜日)

発行

(休日)  
(休日に当たる)  
(ときは翌日)

令和二年七月十七日

岐阜県告示第二百九十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和二年七月十七日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年七月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の決定又は変更の告示年月日）
-------	-----	---	---	----------	---------	---------------------

開発許可（変更許可）番号及び年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公共施設の位置及び区域	開発許可を受けた者の住所及び氏名
岐阜県指令岐西建築第一二四号の二七 令和二・一・三一	瑞穂市穂積字野口九〇五番一	道路、水路	岐阜県羽島郡岐南町上印食八丁目八番地 大丸開発株式会社 代表取締役 白 井 泉
同岐西建築第二二五号の四 令和二・一・三一	羽島郡岐南町平島九丁目九番	道路、水路	愛知県名古屋市中区栄二丁目二番二一号 アイク白川公園ビルディング別館三階 ME Real Partners 株式会社 代表取締役 遠 藤 浩 史
同東建築第九六号の一〇 令和元・八・二二 同東建築第一〇二号 令和元・一一・五	土岐市泉町河合字馬渡六四二番四の一部、六四六番五の一部、六四七番二の一部、六四七番四の一部、六四九番一、六四九番二の一部、六四九番三、六五〇番の一部、六五一番一、六五一番二の一部、六五二番、六五三番、六六五番三、六六五番一〇の一部及び土岐市所管法定外公共物（水路）	道路、公園、下水道、水路	土岐市泉西原町一丁目四番地の一 愛岐木材住建株式会社 代表取締役 大 木 規 史

一般国道	四百十八号	加茂郡八百津町和知字関田二〇七一番四地先から同郡同町同字同二〇六四番六地先まで	二四・四	令和 二・七・七	平成 一三・二・四
------	-------	---	------	----------	-----------

公 示

開発行為の工事の完了

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公示する。

令和二年七月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

令和二年七月十七日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一  
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ぶりとびあ十三 岐阜文芸社